

米子市審議会等委員選任基準

1 趣旨

この基準は、審議会等の委員に多様な人材を登用することにより、その活性化を図るため、委員の選任基準に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この基準において「審議会等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に規定する委員会、委員及び附属機関並びにこれらに準ずる機関をいう。

3 基本方針

審議会等の委員の選任に当たっては、市民各層又は市内外を問わず優れた知識経験を有する者からの幅広い意見を市政に反映させるため、多様な人材の登用に努めることとし、特に女性委員の登用推進については、男女共同参画社会の実現を図る観点から、当面の最優先事項として配意するものとする。

4 女性委員の登用推進

審議会等への女性委員の登用については、女性の登用率が40パーセント以上60パーセント以下となるよう積極的な推進に努めるものとする。

5 青年層委員の登用推進

審議会等への青年層委員（おおむね50歳未満の年齢の者をいう。）の登用については、その積極的な推進に努めるものとする。

6 市職員からの選出制限

市職員からは、審議会等の委員を選出しないものとする。ただし、法令に定めがあるもののほか、真に委員として参画する必要があると認められるものにあつては、この限りでない。

7 市議会議員からの選出制限

市議会議員からは、審議会等の委員を選出しないものとする。ただし、法令に定めがあるもの及び特別の事情があるものにあつては、この限りでない。

8 重複選任件数の制限

審議会等の委員を他の審議会等の委員に重複して選任する場合の件数は、原則として4件以内とする。ただし、法令に基づく充て職としての委員その他の人選に関し任命権者の裁量権が及ばないものについては、これを当該件数には含めないものとする。

9 委員の再任の在り方

審議会等の委員の再任に当たっては、当該委員の適性を再評価するものとし、安易に自動継続的な再任は行わないものとする。

10 特定団体からの委員の選出の在り方

審議会等の委員の特定団体からの選出は、当該審議会等が特定団体との連絡調整的機能を実態として併有している場合に限り行うこととし、この場合にあっても、関係団体が複数あるときは任期ごとに団体を替え、又は団体の代表者をその長に特定しないなど団体及び委員の固定化を極力避けること。

11 委員の公募制の導入

市民の市政への参加を推進するため、別に定めるところにより、審議会等の委員の公募制の導入に努めるものとする。

12 この基準の適合状況の確認

審議会等の委員を選任しようとする当該審議会等の主管課長は、その都度、審議会等委員選任基準チェックシート（別記様式）を作成し、当該選任に係る稟議書に添付することにより、この基準の適合状況について総務部職員課長の確認を受けなければならない。

附 則

この基準は、平成17年9月26日から施行する。

別記様式（第12項関係）

審議会等委員選任基準チェックシート

（ 年 月 日選任予定分）

主管課名

審議会等の名称等				□新設 □既存	
今回の選任内容		□新任（ 人）	□再任（ 人）	□解任（ 人）	
選 任 前 後 の 委 員 数 比 較	比較項目	選任前	選任後	摘要	
	委員総数	人	人	委員定数 人	
	女性委員の数	人	人	選任後の登用率 %	
	年齢	～49歳	人	人	※青年層委員に該当
		50～ 歳	人	人	
	選 出 区 分	学識経験のある者	人	人	
		市議会の議員	人	人	※選出制限に該当
		関係行政機関職員	人	人	
		民間団体の代表者	人	人	
		利害関係のある者	人	人	
		市の職員	人	人	※選出制限に該当
		公募による者	人	人	公募枠 人
	その他	人	人		
委員選任基準との適合状況	※今回の選任に当たって配慮した事項にチェックすること。 <input type="checkbox"/> 女性委員の登用を推進した。 <input type="checkbox"/> 青年層委員の登用を推進した。 <input type="checkbox"/> 市職員からの選出制限を遵守した。 <input type="checkbox"/> 市議会議員からの選出制限を遵守した。 <input type="checkbox"/> 委員の重複選任件数の制限を遵守した。 <input type="checkbox"/> 委員の再任に当たっては、その適性を再評価した。 <input type="checkbox"/> 特定団体からの委員の選出方法について見直しを行った。 <input type="checkbox"/> 委員の公募制を導入した。				
	※今回の選任後においても不適合となる事項があれば、その内容及び今後の対応方針を記入すること。				
注意	1 このチェックシートは、委員選任の都度作成し、当該選任に係る稟議書に添付しておくこと。 2 「年齢」欄は、選任予定日現在によること。				